

一般社団法人日本造血細胞移植学会臨床研究委員会規約

第1条（名称）

本委員会は、一般社団法人日本造血細胞移植学会臨床研究委員会と称する。

第2条（事務局）

本委員会の事務局は、一般社団法人日本造血細胞移植学会事務局が担当する。

第3条（目的）

本委員会は、一般社団法人日本造血細胞移植学会としての臨床研究の方向性を検討し、具体的に提案された臨床研究を評価し、本学会の主導による質の高い臨床研究を推進することを目的とする。

第4条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 定期的に委員会を開催し、臨床研究の方向性を検討するとともに、具体的に提案された臨床研究計画を評価し、それに基づいて研究計画の修正や変更を求め、研究計画のための助言を行う。
- 2) 厚生労働省や文部科学省の班研究と密接かつ有機的な連携を積極的に行う。
- 3) 必要に応じて、ad hoc committeeとして小委員会を組織する。
- 4) 研究の質を高めるためのデータ管理センターのあり方について検討する。
- 5) 委員会の審議内容と臨床研究の進捗状況については、適宜理事会及び社員総会に報告し、審議内容については定期的にニューズレターに掲載し広く意見を求めるものとする。委員会が必要と判断する提案や評価結果の発表については理事会の承認を得る。

第5条（委員）

本委員会の委員は、地域性、研究内容、移植数などを考慮し、広く学会員から構成され、その任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得る。委員会の委員長は理事が担当する。

第6条（委員の選出）

委員および委員長は理事会で選出し、社員総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。

第7条（規約の変更）

本委員会の規約は本委員会によって変更することができる。

付則（任意団体から通算）

平成13年12月21日施行

平成16年12月17日改定

平成19年 2月15日改定

平成21年 2月 4日改定

平成22年 2月18日改定

平成24年 2月23日改定

平成26年 8月23日改定